

決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）をお申込みのお客様へ

決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）のお取扱について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびお客様がお申し込みされた決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）の普通預金の取扱は、お届けいただいた「決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）取扱依頼書」および「普通預金に関する非付利特約」に基づきお取り扱いさせていただきます。

なお、お申し込み時にご確認いただきましたように、決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）の預金利息の取扱が無利息となります。

つきましては、下記のお取扱内容をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 決済用預金の定義

- (1) 決済用預金は、①要求払いである、②決済サービスを利用できること、③金利を付さない、の3つの要件を満たすことで、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）の普通預金は、前記(1)の要件を満たし、決済用預金に該当します。
なお、**決済用総合口座（無利息型）の定期預金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象とはなりません。**
- (3) 決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）の取扱規定は、それぞれ普通預金規定・総合口座取引規定を適用し、特約を付して取扱います。

2. 利息に係る取扱

- (1) 普通預金規定第6条に係る決済用普通預金（無利息型）の取扱
決済用普通預金（無利息型）にはお利息がつきませんので、同規定に基づく利息の組み入れはございません。
- (2) 総合口座取引規定第6条第1項に係る決済用総合口座（無利息型）の取扱
決済用総合口座（無利息型）の普通預金にはお利息がつきませんので、同規定に基づく利息の組み入れはございません。
- (3) 現在ご利用中の普通預金または総合口座普通預金の決済用普通預金（無利息型）、決済用総合口座（無利息型）への変更
 - ① 未払利息
ご利用中の普通預金（または総合口座普通預金）決済用普通預金（無利息型）に変更するにあたり、未払普通預金利息がある場合は、お取扱変更時に清算し、当該預金口座に入金いたします。
 - ② 総合口座の貸越利息及びカードローンの貸越利息
お取扱時には清算いたしません。

3. 決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）から普通預金・総合口座への変更

- (1) 決済用普通預金（無利息型）・決済用総合口座（無利息型）から普通預金・総合口座へ変更する場合は、再度、届出が必要となります。